

第1297回 高知市教育委員会 4月定例会 議事録

1 開催日 令和6年4月25日(木)

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第7号 令和7年度使用教科用図書に係る高知地区教科用図書調査研究方針の決定及び教科用図書採択協議会への諮問について

日程第3 市教委第8号 高知地区教科用図書採択協議会委員の委嘱等について

日程第4 市教委第9号 高知市工石山青少年の家条例施行規則の一部改正について

日程第5 市教委第10号 高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について

日程第6 市教委第11号 高知市立市民図書館協議会委員の委嘱等について

日程第7 市教委第12号 高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について

日程第8 市教委第13号 高知市教育支援委員会委員の任命について

日程第9 市教委第14号 高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	松 下 整
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	教育次長	竹 内 清 貴
	教育次長	植 田 浩 二
	教育政策課長	岸 田 正 法
	学校教育課長	川 元 雅 一
	学校教育課学校教育班長	入 江 洋
	学校教育課学校教育班指導主事	馬 詰 敦
	青少年・事務管理課長	北 川 朋 代
	青少年・事務管理課青少年担当青少年担当係長	川 添 美 樹
	人権・こども支援課長	岡 本 政 則
	人権・こども支援課生徒指導対策監	藤 原 祐 三
	図書館・科学館課長	弘 瀬 友 也
	教育研究所長	越 智 知 恵
	教育研究所特別支援教育担当副参事	八 木 千 晶
	少年補導センター所長	吉 川 佳 余
	教育政策課長補佐	神 岡 純 子
	教育政策課総務担当係長	池 上 弘 倫
	教育政策課主査	四 國 真 衣

1 令和6年4月25日（木） 午後3時30分～午後4時47分（たかじょう庁舎5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後3時30分

松下教育長

ただいまから、第1297回高知市教育委員会4月定例会を開会いたします。

日程第1，会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、森田委員，お願いいたします。

森田委員

はい。

松下教育長

本日は議案が8件となっています。

議案のうち2件は、8月末までの時限秘の内容となっておりますので、先にそれ以外の議案から進めたいと思います。

よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第4，市教委第9号「高知市工石山青少年の家条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

青少年・事務管理課長

議案書5ページ，市教委第9号「高知市工石山青少年の家条例施行規則の一部改正について」を説明させていただきます。

3月の定例教育委員会で、工石山青少年の家の使用料として徴収していた食事料金につきまして、使用料としてではなく実費として徴収することができるようにするため、条例の一部改正の議案を提出しております。それに伴う規則の一部改正となります。

12ページから17ページの新旧対照表をもちまして説明をさせていただきます。

まず、12ページの条文の新旧対照表を御覧下さい。

現行の規則では、第5条（使用料の減免）におきまして、「使用料（宿泊料金に限る。）」となっておりますが、条例の一部改正において使用料は宿泊料金だけとなったため、「(宿泊料金に限る。）」と記載する必要がなくなりましたので、その文言を削っております。

次に、めくっていただきまして14ページを御覧下さい。こちらは第1号様式の左側が旧の現行の分ですけど、右側が新の方になります。その表が二つに分かれておりますが、利用申請書において、◎宿泊・食事申込という表を宿泊申込としまして、食事数の欄及び食事申込に関する注意書きを削除しております。また、第1号様式の申請者の押印につきまして、高知市における押印・書面の見直し基準に基づき、押印の方を廃止しました。

次に、15ページを御覧下さい。第2号様式，利用許可証においては、これも左側，◎食事・宿泊料金の表を宿泊料金とし、食事料金の欄を削除いたしております。そして「免除・減額決定する使用（宿泊）料」というところから、「(宿泊)」を削っております。

次に、16ページ、第3号様式の使用料免除（減額）承認申請書、17ページ、第4号様式の使用料免除（減額）決定通知書におきましても、同様に「使用（宿泊）料」とあるのを「（宿泊）」を削り、使用料といたしました。

今回の一部改正で食事に関することを削除いたしました。が、実際の利用の際には必要な事項となりますので、別途聞き取り表等を作成するよう、指定管理者と協議してまいります。

なお、工石山青少年の家は指定管理の施設であり、利用の申請や許可は指定管理者が行っておりますが、現在の指定管理が令和6年度末で終了となりますので、次期指定管理の開始に合わせて、条例とともに7年4月1日からの施行としております。

次期指定管理者の指定の流れといたしまして、6月市議会において公募に関する事前報告を行い、8月に公募、9月に申請受付、10月には審査委員会による審査を行い、指定管理者が選考されましたら、12月議会での議決をいただいた後、指定管理者の指定を行うというような流れになっております。

定例教育委員会におきましても、7月頃に審査委員の委嘱についてお諮りする予定ですので、また今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

松下教育長

この件について、質疑等はありませんか。

構いませんでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第9号「高知市工石山青少年の家条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第9号は、原案のとおり決しました。

日程第5、市教委第10号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

人権・子ども支援課生徒指導対策監

市教委第10号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」御説明いたします。

趣旨といたしましては、委員の任期満了に伴い、新たな委員の委嘱をするものでございます。

高知市いじめ防止等対策委員会は、いじめ防止対策推進法第14条及びいじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、高知市教育委員会の附属機関として、平成26年5月に発足いたしました。

いじめ防止等対策委員会では、いじめ防止や改善策の検討をはじめ、いじめの重大事態に関する問題など、学校だけでは対処が困難であると教育委員会が判断する事案に関する調査、検証、審議等を行うことになっております。

委員は、条例に基づき、学識経験その他専門性を有する方を、関係機関・団体から、具体的には高知大学、弁護士会、医師会、臨床心理士会、県警察本部、教員OBからなるシニア・ネットワークから御推薦いただき、6名を委嘱させていただきたいと考えております。

資料19ページを御覧下さい。今回、新たに委嘱いたしますのは、ここにあります1番から6番の委員でございます。1番の草場委員と4番の小路委員が新任でございます。

新しい委員の委嘱期間は、高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例第14条に基づき、令和6年5月1日から令和8年4月30日といたします。

説明は以上でございます。御承認をお願いいたします。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

人選というか、このそれぞれの属性については全然疑義がないですが、やっぱり5番の方が、今、警察からのOBの立場でいらっしゃる位置付けをどう考えるべきかということは、整理しておいた方がいいかなというふうに思っております。

警察に依頼をしたら、やっぱり警察として職務命令とかを発することができるのは現職の方だけだろうと思うので、それで恐らくこの方はこれまでも関わってこられて、経験者、有識者としては全く問題がないけれど、ただもう警察の職員ではなくなっている方ということですね。

だから、組織から取っているという側面、今おっしゃられた大学、弁護士会、医師会であるというようなところとは別に、その特性、経験とかに着目して、一本釣りをしているという見方をしてもいいのかと思ったんですけど、この方に関してはそういう理解でよろしいですか。

人権・こども支援課生徒指導対策監

この岸田委員さんは元刑事部長ですけれども、この方の前任者も、浪越さんという刑事部長経験者という方で、歴代、県警本部の刑事部長経験者が、大体この職に就いてきたという経緯がありまして、今回も県警本部の人事課の方に推薦状の依頼を掛けるんですが、前例に従って県警本部の方から、OBの部長さんが推薦されてきているというのが現状でございます。

西森委員

実情の御説明をいただきましてありがとうございます。OBだけれど、そこを県警として推薦しているという組織の在り方が、民間組織に入られた方を推薦しているので、どうなのかとされているんですけど。

ただ、こちらが依頼している趣旨は、別に現職の警察官をとという趣旨ではなく、経験があり警察本部において思う人ということであれば、一応意図は合致しているんでしょうけれど、若干、警察のやり方に違和感があります。

現状だと、人数を割くのはなかなか難しいところですが、もうちょっと市民から疑義を抱かれないような形にならないかなと思った次第です。

ただ、この方でいい対策をしてくださると思うので、それ以上の疑義はないように思います。

松下教育長

最初の依頼は、県警本部に対して一人出してくださいというお願いをしているんですか。それとも、もうちょっと違う依頼の仕方をしているんですか。そこをはっきりしてもいいかと思うんですが。

人権・こども支援課生徒指導対策監

依頼としては、県警本部の方に対策委員会委員の場合は人事課に1名を御推薦下さいという形で出しております。

松下教育長

こういう委員会をやるので、これに対して1名出してくださいという言い方をして、前任者の方もそうだったということですね。組織として御推薦いただいたという立ち位置ということですね。

谷委員

この委員会の趣旨として、自分のその関連の例えば、警察の方は警察本部へとか、病院関係は病院へとかいうふうな、何か必要なときに連絡を取って情報収集をしなければならない立場なのか。又はこの委員として、これまでの経験をいかして意見を言うということでもいいのであれば、この方でもいいのかなというふうに思うんですけど、その辺りはどうですか。

人権・こども支援課生徒指導対策監

基本的には推薦はいただきますけれども、委嘱につきましては、個人を委嘱しているという形になりますので、県警刑事部長経験者であるからとあって、今までのその経験はいかしていただけたらとは思いますが、今の警察との関連とかいう部分では、全くそこにお伺いを立てたりすることはないということになります。

これは弁護士会にしても、医師会にしても同様で、一個人を委嘱するという形になりますので、委員になってしまえば、もう後は委員としての意見ということでの動きになります。

谷委員

分かりました。

森田委員

6番は、元先生でいらっしゃるネットワークということですか。先ほどお話を伺いする中で、これはいじめ防止ということで、各学校だけでは解決できないことの専門性を情報提供いただくということで、そこはもちろん理解したところでですけど、この中で専門性は先生方が持っておられるんですけど、今の学校を御存じの方、あえて現役の先生とかは入れないようにしているのか。

今、専門性はそれぞれ持っておられるんですけど、それと今の学校をつなぐ方といいますか、要するに、例えばこの6番のところ、もちろんシニア・ネットワークでいらっしゃるんですけど、現役の学校のことをよく御存じであるから、もうこういうことでもいいのかということか。

いや、ちょっと今、学校の先生をここに入れるということも、今後、何かの調整役といいますか、こちらで専門でいろいろ話をして、それを現実を持ってきたときには、なかなかうまくいかないことも考えられるのかなと思ったところですけども、6番の位置付けというのは、どのように考えておられるのでしょうか。

人権・子ども支援課生徒指導対策監

この対策委員会の委員さんについては、いじめの重大事態が発生したときに、学校主体になるのか、設置者主体になるのか、いずれかの調査に入ってもらえる可能性のある組織になりますので、設置者主体となったときには、この6人の中から大体3人ないし4人で調査委員会を組んで、調査で入っていくわけですけども、そういった性質上、例えば現職の教員が在籍している学校で重大事態が発生したとなったら、必然的にその学校には調査に入れないということになってきます。

あと、どうしてもいろんな聞き取り等、時間なんかも、いわゆる勤務時間に入ってしまうということもあって、なかなかその現職というのは難しいだろうということで、OBの方、これは先ほどの県警本部についても同様に、やはり、どうしても勤務時間内にやらなければならないことが出てきますので、そうしたことも含めて、このメンバーで構成をしているところでございます。

森田委員

了解しました。そうすると、やっぱり、そういう事情があって、このようなメンバーになっているということですから、今の学校のいじめの質も5年、10年で、また変わってきていると思うので、そういうところの現状を、より御理解いただくということが必要ではないかなというふうに思いました。

松下教育長

構いませんでしょうか。確認をいただきました。他に御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第10号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第10号は、原案のとおり決しました。

日程第6, 市教委第11号「高知市立市民図書館協議会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

図書館・科学館課長

市教委第11号「高知市立市民図書館協議会委員の委嘱等について」御説明をいたします。

今回の委嘱は、任期満了に伴うものでございます。資料21ページの委員名簿を御覧下さい。

図書館協議会は、図書館法と高知市立市民図書館条例に基づき設置をされており、館長の諮問に応じて、図書館の運営等について御意見をいただく機関でございます。

協議会の委員は条例に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験を有する方を各機関や団体からの御推薦などもいただきまして、10名の方を委嘱させていただいております。

また、県市で共同運営をしておりますオーテピア高知図書館を円滑に運営していくために、県の図書館協議会委員と同じ方を委嘱し、県市合同で協議会を開催しております。

今回は、任期満了に伴う委嘱であり、10名全員が再任となっております。任期につきましては、令和6年5月1日から令和8年4月30までの2年間となります。また、名簿の1番, 2番, 3番, 7番, 8番の委員が女性であり、女性委員の割合は50パーセントとなっております。

なお、県におきましては、去る4月11日に開催されました定例教育委員会において、原案のとおり可決されましたことの御報告を申し上げます。

説明は以上でございます。

松下教育長

この件について、質疑がありましたらお願いします。

西森委員

結論については全く異存がなくて、県の方とも合わせているということなので、2番の方が入ってくるのはそういった事情かと思いましたが、この方の推薦母体はどちらになりますか。

図書館・科学館課長

こちらは県の方が選任をされてということになっておりまして、この委員10名がいらっしゃるんですけども、県、市でそれぞれ5名ずつ選任をするということで取決めをしております。

2番の久寿委員につきましては、県の方から、県下広域での図書館サービスという視点で、委員を選任されたと伺っております。

西森委員

例えば、市町村教育委員会連合会に推薦をかけているとか、そういうことではなくてですか。一本釣りをしているのか、教育長の何か組織というか、県教委の方で何かしらの団体から来ているのか、その推薦母体がどうなのかと思ったんですけど、市町村教育委員会連合会とかそんなところですか。恐らく毎回、津野町ではないと思うんですが。

図書館・科学館課長

特に、今回、推薦の母体があるということは伺っておりません。もともと久寿委員は、これまで小学校の教員をやられて、その後、中部教育事務所を経て、小学校の校長の後に平成29年から津野町の教育長に就任されたと伺っております。

津野町のかわうそ館や虎太郎館といった図書館の建設にも携われたという御経験があるということで、県の方で整理をされたと伺っているので、推薦母体が特にということでございません。

西森委員

分かりました。ちなみにですけど、この市の専任の委員さんたちは、もう基本は一本釣りですか。それともどこかに推薦母体に推薦を掛けた形というか、一応背景に何らかの団体があってもさっきと一緒に、結局はそれぞれの方々に、個人として活動していただけたと思うんですけど、高知市はそういうやり方ですか。

図書館・科学館課長

高知市が選任をしております委員さんは1番、6番、7番、8番、10番になりますけれども、1番の竹崎委員、そして10番の中屋委員については、それぞれの団体の充て職という形で、代表の方をお願いしております。

なお、6番の委員さんにつきましては、高知市の全域サービスという視点で、各分館分室がふれあいセンター、コミュニティセンターに設置をされておりますので、ふれあいセンター長の中から選任をさせていただいております。

あと7番の西尾委員については、青少年教育という立場で、青少年育成協議会が母体となっておりますので、そちらの中から選任をさせていただきました。8番の神野委員につきましては、今、役職等については高知市の民生児童委員になっておりますが、こちらの方は、元保育園の園長の先生も務めておられましたので、その園長というところと、市の民生委員から選任をさせていただいたところ です。

西森委員

分かりました。推薦母体があるかないかは別にして、適切な方を選んでいらっしゃるということで御説明いただいたと思います。ありがとうございます。

松下教育長

ほかにありましたらお願いします。構いませんでしょうか。

ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第11号「高知市立市民図書館協議会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第11号は、原案のとおり決しました。

日程第7、市教委第12号「高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

教育研究所長

資料22ページ、日程第7、市教委第12号「高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について」を説明いたします。

本議案の趣旨は、委員の任期満了に伴うものでございます。

高知市では、高知市教育研究所条例第5条に基づき、高知市教育研究所運営委員会を設置いたしました。設置に当たりましては、同条例第5条の2により、教育委員会が12名の委員を委嘱等させていただいております。

この度、教育委員会といたしましては、23ページにお示ししております12名の方に委員を推薦させていただきました。

新たに委嘱いたします委員につきまして、簡単に御説明させていただきます。

まず、名簿7番、西梅幸治委員は高知県立大学社会福祉学部社会福祉学科教授として、ソーシャルワークを専門分野としておられ、スクールソーシャルワーカーの役割、職種連携等、福祉の専門的な立場から御意見をいただけるものと期待しております。

次に、9番、野中史子委員は、主幹教諭として学校現場の立場から御意見がいただけるために、推薦していただいたものです。

次に、11番、藤田奈々委員は高知市小中学校PTA連合会を代表して、保護者の立場から御意見をいただくために、推薦していただいたものでございます。

最後に、名簿12番、山本哲治委員は高知市人権教育研究協議会の事務局長として、本市の人権教育を推進していく立場から御意見をいただくために、推薦していただいたものでございます。

新しい委員の委嘱期間は、同条例第5条の3に基づき1年となっております。ほかの8名の委員は、それぞれの立場から、継続的に教育研究所の運営について御示唆いただきたいと考え、昨年に引き続きの推薦となっております。

説明は以上でございます。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

念のため、女性委員の比率を教えてくださいませんか。

教育研究所長

女性につきましては7名で、割合は58パーセントであります。

森田委員

確認をさせていただきます。

この教育研究所の教育を切り口にしていくのは、それぞれの専門性に任せるという立場なのか、あるいはもう実は軸があって、こういう立場から見た教育を切っていくということなのか。

例えば、先ほどおっしゃった中の12番の人権の教育に携わっている方、2番の先生はデータサイエンスとかそういう立場から切っていく方、7番は社会福祉という、教育を何かこう4つ、5つぐらいの柱でこうするというふうに捉えて、そのベースとしての教育を見ていくという立場か、あるいはもうそれぞれの専門性に任せてというか、ある程度承諾がいただける先生の中でのそういう立場なのか確認したいです。

教育研究所長

それぞれの側面からの教育に対しての御意見をいただいているものでございます。2番の川村委員につきましては、教育の情報化の視点で、DXに関わる分野で御意見をいただいています。3番の是永委員には特別支援、4番は心理の側面、5番の中澤委員には企業の視点からの側面、また西梅委員は、福祉の視点でも御意見等を、12番の山本委員については人権という形で、それぞれ側面から意見をもらう形で委嘱をしております。

森田委員

研究と言っても、もういろんな研究があると思うので、何かそこを今回はこの軸でやっていくとかというのがあるのかということで、お尋ねした次第です。

松下教育長

多面的に、その教育研究所が研究をしているわけで、そのことについて、それぞれの見識の立場から御意見をいただくという、森田委員が言われた後の方のイメージでしょうか。

教育研究所長

それぞれの議題によって、特別支援の議題に関わるときには、それぞれの立場から特別支援の分野で御意見をいただくものとなっておりますけれども、議題については、運営委員会を年に2回行っておりまして、その議題において、それぞれの側面から専門性も含めた形にはなりますけれども、御意見をいただいております。

西森委員

何か問題があるということではなく、確認だけですけれど、今回、この選任する市教委第12号は、新任の委員さんの選任だけであって、残りの継続の委員もここで選任するというところでいいんですか。

教育研究所長

はい、大丈夫です。

西森委員

多分、これでいいんだろうなと思いつつ、特に大学の先生は組織の改編とかで肩書が変わるんです。そのときに、いちいちこうやって確認されていますか。

教育研究所長

委嘱に当たって承諾をいただいておりますので、その際にお立場の確認をさせていただいております。

西森委員

いや、今見たら、川村先生とかも本当にいろんなことを担われていて、確かにこの経歴でネットに出ている部分もあったり、ちょっと違ったりとか、是永先生も教職大学院より、高知大人文社会科学で出てくるので、これはもう基本的に先生がここの肩書きでとおっしゃっている役職で書かれている感じですか。

教育研究所長

はい。

西森委員

すいません。分かりました。

松下教育長

構いませんでしょうか。ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第12号「高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第12号は、原案のとおり決しました。

日程第8，市教委第13号「高知市教育支援委員会委員の任命について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

教育研究所特別支援教育担当副参事

資料24ページ，日程第8，市教委第13号「高知市教育支援委員会委員の任命について」を説明いたします。

本議案の趣旨は、任期中の委員から辞退の申出があり、委員の交代をするものでございます。

高知市では、特別な教育的支援の必要な児童生徒に対し、本市において適切な教育支援を行うため、高知市教育支援委員会条例に基づき、高知市教育支援委員会を設置しております。

設置に当たりまして、同条例第3条に基づき、学識経験者、医師、特別支援教育関係の教職員の方々から、15名の委員を委嘱等させていただいております。

このたび、25ページ上段にございますように、この春の人事異動によりまして、梅原委員から辞退の申出がございました。

教育委員会といたしましては、梅原委員の後任としまして、25ページ下段にございます井手泉氏を高知市校長会から推薦していただきました。変更後の委員名簿は、資料の26ページに載せております。新しい委員の委嘱期間は、同第4条により、前任者の残任期間となっております。

説明は以上でございます。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

この委員会については、お一人が交代ということで新しくなった方は、前の方の任期を引き継ぐということで、他の方について審議することはないと、この人にだけ審議するというものでいいんですか。

教育研究所特別支援教育担当副参事

はい。

松下教育長

いかがでしょうか。構いませんでしょうか。

ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第13号「高知市教育支援委員会委員の任命について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第13号は、原案のとおり決しました。

日程第9、市教委第14号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

少年補導センター所長

資料27、28ページを御覧下さい。日程第9、市教委第14号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について」でございます。

高知市少年補導センター設置条例第5条に基づき、教育・青少年の健全育成に関わる関係機関・団体等から推薦をいただき、委員を委嘱・任命させていただき、少年補導センター運営に関する御意見をいただいております。今年度は22名でございます。

今回の委嘱は委員の新規委嘱及び任命に伴うものでございまして、28ページにありますように、委員の内訳は、PTA2名、校長4名、教育行政1名、警察4名、福祉関係4名、雇用関係1名、補導委員3名、家庭裁判所、少年鑑別所、保護観察所各1名でございます。

また、充て職となっている機関、団体での異動、交代があり、12名の方が新任でございますが、いずれも少年や少年問題等と関わってこられた経験をお持ちの方ばかりですので、少年補導センターの運営に対して新たな視点から御意見をいただけると考えております。

なお、事前に委員の皆様にお渡しをさせていただいておりました委員名簿では、5. 公立高等学校校長代表が、高知農業高等学校、塩田雅彦様になっておりました。

これまで、公立高等学校長会内で少年補導センター運営委員になっていただける方を前任の委員の方から輪番にのりとして御紹介いただき、委嘱をさせていただいておりました。今回、名簿を作成し提出した後、その輪番に誤りがあったと、前委員の校長先生から御連絡をいただきましたので、修正をさせていただきました。

なお、令和6年度の新しい輪番校であります、高知追手前高等学校の学校長、谷村孝二様に委嘱させていただきたいと考えております。本日、教育委員の方には差し替えられた分を配付させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

委員の委嘱期間は、高知市少年補導センター設置条例第5条第3項に基づき、委嘱等の日、令和6年5月23日から令和7年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

これにつきましても女性委員の比率を教えてくださいませんか。

少年補導センター所長

6名で27パーセントです。

西森委員

このジャンルにして頑張られている。本当に年々増えていますよね。御努力ありがとうございます。

森田委員

先ほど西森委員のお話も伺いましたが、やっぱり27人で6人だと、やっぱり少年になっているんじゃないかなというふうに思っています。少女もいるんですけれど、女子の気持ち、女子だから言えない悩みとか、非行でも表に出るものと、ちょっと出にくいものを言わなかったら、もう絶対見えない。よく言ってくれたということから見えることで、保護したり、方法を考えたり、そういうこともあるんじゃないかと思っています。

こういうところの運営に関しての女性の割合は上げる必要があるんじゃないかと考えています。

それと、あともう一つは、やはり少年補導の中で、フリースクールとか、子ども食堂の運営とか、もちろん今回やっているわけじゃないんですけれど、その子供の学校とは限らない、学校の外にいるところで子供の気持ちを分かってくれる人とか、今後、そういう人たちもこの運営に関わる方を増やすことができたかどうかと思った次第です。

少年補導センター所長

先ほどの女の子の話がありましたけれども、この少年というものに全て女子も含めて、用語で少年という言い方もしますので、もちろん女子非行もクローズアップされてきておりますので、そのことも含めまして、議論の対象になっております。

松下教育長

人数は決められているんですか。

少年補導センター所長

24名以内です。

松下教育長

24名以内ということは、今おっしゃっていただいたように、これまでの見方で選任してきたと思うんですけれど、新たな見方、フリースクールとかというのは、もう10年前ではそういう考え方がなかったと思うんですけれど、今やっぱり、そういう非常に重要な立場になっておられると思うので、例えばということで、そういうようなこともまた検討していただければというふうに思います。

少年補導センター所長

検討してまいりたいと思います。

谷委員

少年補導センター委員については、もう随分前から女性が誰もいなかったのが一人増え、二人増えて今最大になっているので、努力はすごく分かるんです。

ただ、今後やっぱり、時代の流れとともに、できるだけ増やしていく。一人でも二人でもというふうな努力をしていただけたらと思います。

それと、補導教員とか、そういう人たちも状況として、前は男性が多かったけれど、今はどんな感じですか。

少年補導センター所長

今、小学校籍2名、中学校籍2名、高校生籍1名、全部で5名ほど教員がおりますけれども、そのうち小学校一人、中学校一人が女性になっております。5分の2です。

谷委員

それはすごくいいと思います。あと、それから各校区に補導教員がいますよね。

少年補導センター所長

地区補導委員のことですか。

谷委員

そういう人たちの中にも、やっぱり女性が入ってきているということですか。

少年補導センター所長

むしろ女性が多いと思います。

谷委員

それはすごくいいと思います。だから、そういうふうにして、いろんな視点から見ていただくと、やっぱり、女子生徒もそういう状況があればいいと思うんで、大変良いことだと思います。

西森委員

委員のことと関係ないかもしれませんが、実情は今どうなのか。私はどこかでたばこを吸っていたら、そこに注意に行くというイメージしか、まだちょっと持っていないんですけど。

最近の補導は、どういうところで、どういうお子さんたちを補導しているのかという、ちょっとトレンドみたいのがあったら教えていただけますか。

少年補導センター所長

今現在、苦慮しているということで言いますと、帯屋町の中のアベニュービル周辺での異年齢集団による迷惑行為、喫煙行為です。次に多いのが公園での「い集」。ただこの「い集」というのが非常に難しく、地域の方が、例えば金髪でピアスの少年たちが5人いると通報される。でも、その子供たちにとっては、ただいるだけ、何も迷惑行為はしていない。だけど、見た目とかいうことで、通報があるということも事実です。

ただ、ここ最近、小学生の喫煙というところもちょっと出てきておりますので、異年齢集団は悪い伝統が引き継がれるというふうな状況もあるのも事実です。

なので、補導件数としては減ってはいるんですけども、それにまつわる迷惑行為に対する指導とか、そういうケースは増えております。

あと、出前授業ですが、ネットトラブルとかに対する出前授業が、年間300件ぐらい行っておりますので、こちらの方がちょっとウエイトを占めてきているのも事実です。

以上になります。

西森委員

報道なんかでやっぱり東京の繁華街とかだと、若年の少女が街に立っているというようなことがあるとか、悪い男性に、場合によったら薬物を使わされていると、こんなようなケースもあるように聞きますが、高知でもそういうケースは見掛けますか。

少年補導センター所長

我々がつかんでいる情報では、そのようなことで被害に遭ったということは、少し警察の方から聞くんですけども、ただ、被害者情報は警察から出されませんので、そういううわさは聞いておりますし、警察の方が補導会議に来た際に、「そういうこともありますので、報道には出ないだけです。先生方、気を付けてくださいね」という言葉の裏には、きっとそういうことが高知で行われているんだろうなということは推測ができます。

あと、東京には、また地方から来ているということで、この前、警察の方から御説明いただいたときには、はっきり高知から行っているということは言われませんでしたけれども、「我々高知市も関係ないということを思っているはいけませんよ」という発言がありましたので、拡大解釈をすると、高知の方からも、向こうの方に行っている子供がいるということで考えております。

松下教育長

よろしいでしょうか。

ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第14号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第14号は、原案のとおり決しました。

それでは、続いての議題ですが、8月末までの時限秘の内容となっておりますので、秘密会といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

【異議なし】

松下教育長

それでは日程第2，市教委第7号「令和7年度使用教科用図書に係る高知地区教科用図書調査研究方針の決定及び教科用図書採択協議会への諮問について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

学校教育課長

議案書の2ページ，市教委第7号「令和7年度使用高知地区教科用図書に係る高知地区教科用図書調査研究方針の決定及び教科用図書採択協議会への諮問について」を御説明いたします。

趣旨でございますが，左上にホッチキス綴じの資料があるかと思いますが，そちらの1ページ，高知地区教科用図書採択協議会条例の第1条を御覧下さい。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条の規定に基づき定められた，高知採択地区内の中学校において使用する教科用図書を採択するため，高知市教育委員会として，令和7年度使用高知地区教科用図書調査研究方針を定めた上で，高知地区教科用図書採択協議会を置き，第2条にありますとおり，教育委員会が同協議会へ諮問するものです。

このことにより，来年度から使用する中学校の教科用図書，全ての種目16種になりますが，これを採択するというものです。

資料の3ページを御覧下さい。

先ほど申しました令和7年度使用高知地区教科用図書調査研究方針案として，4点の方針を挙げております。この調査研究方針を基にしまして，専門調査を行うこととなります。この方針でよろしいかお伺いいたします。

続けて，4ページを御覧下さい。

先ほど申しました本市教育委員会から高知地区教科用図書採択協議会に教科用図書を採択するため，調査研究を行い，3種を選定するよう諮問するものでございます。諮問してよろしいかお伺いいたします。

続いて，採択の仕組みについて確認をさせていただきます。

資料の方は次の5ページを御覧下さい。令和7年度使用高知地区中学校教科用図書採択の仕組みの案でございます。本市は単独で高知採択地区となっておりますので，採択の仕組みは本市独自で定めることができます。

その流れとしましては，①から⑤の流れを簡単に説明させていただきます。まず①，本市教育委員会から採択協議会に諮問を行います。そして②委任，採択協議会から，中学校教科用図書を調査研究するに当たり，各教科書の専門的な調査を調査研究委員会の方へ委任をします。そして③，その結果につきまして，調査研究委員会から採択協議会に対して報告を行い，④採択協議会では3種，いわゆる教科書会社3社になりますが，これを選定し，教育委員会に答申をいたします。そして⑤採択，教育委員会において採択をするという流れとなります。

続いて6ページを御覧下さい。高知地区教科用図書採択協議会及び教科用図書調査研究委員会等の日程の案でございます。教育委員の皆様には，7月下旬から8月上旬に臨時教育委員会の設定を行い，採択審議を行っていただく予定であります。

ということで，先ほど申しました3ページの令和7年度使用高知地区教科用図書調査研究方針案及び4ページの令和7年度使用高知地区教科用図書の採択に係る調査研究についての諮問案，5ページの採択の仕組み案，6ページの日程案についてよろしいかお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

松下教育長

先ほど説明がありましたとおりです。研究方針，審問，仕組み，それから日程，これについて，質疑があったらお願いいたします。

西森委員

基本的には異存はなくて、今、私が注目しているのは3ページの研究方針の中の2項の正確というものについてです。

正確というのが、特に多分、意見が分かれそうなのが歴史という感じはしていて、若干やっぱり、いろんな歴史感が異なる教科書もあるかと思われます。

その著者たちからすると、多分、これが正確だというふうに言うと思うんですけど、それについて、私の個人的な考えでは、やっぱりなるべく比較的大多数が採用している意見を採用してもらったら、ほぼ正確じゃないかと思っているんですけど、その辺りのことは、結局、この図書採択協議会で正確性という議論が、どれぐらいされるのかなというのがまず1点と、それからちょっと今調べましたら、東京書籍の高校の地図帳で大変な問題があったということで、衝撃を受けました。

こんなことが起きるのかと。今ネットで見たら1,200か所あったということで、これは何でどこからも指摘されずに、ここまで来てしまったんだろうかということで、大変な衝撃を受けております。

これを発見できるとしたら、ここの採択協議会であり、実質的にそれを審議される、その下の調査研究委員会かと思えますけれども、やっぱりかなり関わった先生方、全国の教員がと言っているぐらいショックを受けていると思うんです、1,200か所の地図上の間違い問題というのは、こういったことについて、何か格別の注意をまた改めてお願いしたいというふうな、そういう発信がされることはあり得るのでしょうか。

この2点、お答えが難しいかもしれませんが、教えていただければ。

松下教育長

正確ということと、それから間違いがあったということ踏まえての教育委員会からの追っての通知というか、お願いですか、そういうことがあるのか、この2点についてお願いします。

学校教育課長

2点ちょっと関連してということで、一つ一つが関連した回答になるかと思えますけれども、いわゆる採択協議会の方で選定していく前に、先ほどおっしゃっていたように、調査研究委員会の方で、現場で授業している先生方がそういった研究をしていく。それを通した上で、採択協議会で3種の選定をしていく流れになりますので、特に現場の教員の先生が、調査研究委員会の委員であるということで、その辺については、やはり実際に授業をされている先生方が中心になって研究を進めていきますので、正確性については、きちんと研究をされていくかと思われます。

その間違いがたくさんあったということも、もう恐らく、現場の先生方も御存じだと思いますので、そういったところについても、特に慎重に調査研究をしていくものと思われます。

西森委員

正直、地図帳に間違いがあるなんて想像したこともなかったものですから、結構啞然とする事態だったと思うんですけど、どんなことが発生したのか不思議でなりません、またよろしく願います。

森田委員

確認ですけれども、3ページの研究方針の1のところ、「今日的な課題を踏まえた」とあります。

この今日的というのは、この教育委員会の方でこれを今日的だというふうに踏まえて、それよろしく願いますというのか、それかもうこの先生方の調査の中で、こういうのが今日的だというふうに捉えて、この第1回目から第2回目の議論の中で今日的というふうに考えていくのか、今日的とは、一般的に一つのグローバル化とかその持続可能性とか、不確実な文化、経済とかいろいろな考え方があろうと思うんですけど、そこを確認できたらと思いました。

学校教育課長

こちらの研究方針は全ての教科、16種の全てについての共通した研究方針になりますので、それぞれの各教科によって、細かいところの今日的課題というところは、もちろん具体的になると変わってくる場所はあるかと思えますけれども、基本的にはやっぱり、人権ですとか生命の尊重という普遍的なものもございまして、現在で言えば、SDGsですとか、防災だとか、文化を理解することだとかという、どの教科にも共通していくような今日的な課題もあるかと思えますので、大きく今日的課題ということ踏まえた上で、それぞれの各教科で、またさらに具体的な調査研究方針というものを掲げるものと捉えております。

森田委員

土台は教育委員会で、それに関して各教科において、これを踏まえるべきだという未来志向でやるべきだとか、そういうのを審議していくイメージですか。

学校教育課長

そうです。

谷委員

この研究方針の3ページですが、児童となっています。中学校の教科書じゃないですか。生徒ということではないか。だから全てを児童ということにするのか、あるいは小学校も中学校も含めたもので児童という表現しているのか、その辺りがちょっと分からないんですが。

学校教育課長

御指摘いただいたここは、中学校の教科書採択ということであると、ここは児童だけじゃなく、児童生徒という文言に修正する必要があるかと思えます。

松下教育長

もともとがどうだったんでしょうね。もともと中学校だから生徒と変えるのか、もともと教科用図書調査研究方針だったら、児童生徒だったのかということですね。

谷委員

私もそこはどっちかなと。

松下教育長

中学校だから生徒に変えるのか。それとも、もともと児童生徒というふうにするべきだったのか、そこがちょっと分からない。

谷委員

この令和7年度使用というのは、小学校も中学校もあるので、全部その市を含めてこの方針か。けど調査研究の方針だから、今回は中学校の検討ということになるんですか。

松下教育長

それを令和6年度は児童で、7年度は生徒と変えるのか。それとも、もともと児童生徒というふうにしておくべきなのかということ、ここは今答えられるんだったら答えてくれたらいいし、もうちょっと調べなければいけないんだたら、そうしてもらったらいと思うんですけど、どっちにしても、児童だけでは今回いけないと思います。

谷委員

中学校になっているからね。

学校教育課学校教育班長

先ほど御指摘いただいた中身についてですけれども、実はこの方針自体は、前回の昨年度の令和6年度につきましても、そして、前回の学習指導要領改訂があった令和元年度、平成31年度に遡っても実は同様の方針で来ております。

こちらの中身については、県教育委員会の方の方針とも、ある一定すり合わせをしながら作っていくもので、もともとここの私の記憶は児童生徒になっていたと思えます。

ただ、昨年度、その小学校というところでどうかという意味で、担当が生徒の文字を消してしまったのが、もともとは児童生徒、小学校でも中学校でも、ある意味基本的にこの方針、中身につい

ては変わらず取り組んできたと思いますので、先ほど川元課長がお答えしたように、これまでの経緯を考えれば児童生徒という方が適切かというふうに思います。

松下教育長

今、そしたら訂正ということでもいいですか。

学校教育課学校教育班長

構わなければ。

松下教育長

そしたら、大きい3番、内容・分量・配列などが、児童生徒の心身の発達段階に即し、児童生徒が、興味を持ち、自発的に学習できるように配慮されているか。これについて訂正してお諮りするということをお願いしたいと思います。

西森委員

趣旨としては異存ありませんけれど、だから今後は中学校も小学校も児童生徒という言葉で両方、汎用性があるようにしておくということですね。

内容・分量・配列などが、児童生徒の心身の発達段階に即し、児童というのは子供で、興味を持ちという内容ですけれど、本当に、生徒に置き換えてもこれで構わないんですね。

文言的には何か、小さい6歳のお子さんにも、18歳にも適用される内容だと思うんですけど、そこで言葉自体が変わるということは特にないということによろしいですか。

学校教育課学校教育班長

この方針自体は、特に義務教育学校の採択に使う小学校、義務教育学校、中学校で、6歳から15歳までのお子さんというところで組み立てている中身で、当然、学習指導要領の中身が変われば、場合によっては、小中学校の中身を少し分けるような形が示されれば、中身も変える必要があろうかと思うんですけども、現在の学習指導要領にのっとってするならば、今のこの表現でも妥当かと考えております。

西森委員

学校教育法で見ていたんですけど、学校教育法で何か学齢児童とか学齢生徒という言葉があるようですね。分かりました。

野並委員

研究方針の4ですけれども、この4の文言自体は、例えば、10年前からでも別にいい、この文言なわけです。ただ、これから、あるいは令和7年度以降、どんどん、いわゆるDXが進んで、その資料がもっと増える。QRコードなんかで広がっていくようになっていくわけで、そのときに、この言葉で捉え切れるのかというようなことについては、いかがですか。

学校教育課学校教育班長

御指摘のとおり、実は10年前にも、4項目めが変わりました。実は、昔はここに印刷の鮮明さという言葉があったんですけども、もう平成の時代で、印刷に不鮮明なものがないということで、今この文言になりました。ただ、委員さんがおっしゃったように、QRコード云々という、デジタル化も入ってきております。

ただ、今の無償措置に係る法律の中身では、あくまでも採択にかかった紙の教科書というベースがまだございますので、ただ今後、無償措置の中身が変わったり、国の方針で、採択に変わってデジタル教科書の動きが変われば、この表現も変えていきたいというふうに考えております。

松下教育長

よろしいでしょうか。ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第7号「令和7年度使用教科用図書に係る高知地区教科用図書調査研究方針の決定及び教科用図書採択協議会への諮問について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第7号は、原案のとおり決しました。

日程第3, 市教委第8号「高知地区教科用図書採択協議会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

市教委第8号「高知地区教科用図書採択協議会委員の委嘱等について」を御説明いたします。

趣旨といたしましては、委員の新規委嘱及び任命に伴うものです。先ほど見ていただきました資料1ページ, 採択協議会の条例の方を御覧ください。

採択協議会条例の第3条に採択協議会の委員は、教育委員会事務局職員, 教育公務員その他学識経験者等のうちから教育委員会が15名以内で委嘱又は任命するとあります。

そこで、この本条例に基づき、議案書の4ページの方に、高知地区教科用図書採択協議会委員の案を示してございます。

新任といたしましては、3. 近森市P連副会長, 4. 上田市P連副会長, この2名を保護者の代表としております。そして、5番の近森大津中校長, 6番の佐賀鏡中校長, 7番の平松西部中教頭, 8番の島田行川学園教頭の以上4名を教育公務員としての選出, そして14番の岡崎情報教育学校支援アドバイザー, この1名を教育委員会事務局職員とし, 合計7名を新任としております。

それぞれが各専門性を有しており、適任であると判断しております。ちなみに女性比率は15人中8人, 53パーセントでございます。

これらの委員を委嘱又は任命してよろしいか伺います。

私からの説明は以上です。よろしく願いいたします。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

谷委員

前は、ある程度、その16種全てじゃないけれど、使用教科の中学校とかは、ここに入っていたような気がするんですけど、その辺りは入っていたんですか。社会科、体育、音楽とかは、ある程度入っていたような気がするんですけど。

だけど全て網羅するのはなかなか難しいと思うんで、その辺りはどんな選定で、この人たちになっているのかなということを思ったんですが。

学校教育課長

先ほど、別のところでもお話をしましたけれども、採択協議会の方は、教科書を3種に選定するというのが役割となっておりますが、その前の段階で、調査研究委員会がございまして。

その中でそれぞれの各教科種目において、調査研究を行った上で、採択協議会の方で、管理職の先生方や、学校教育の経験が豊富な方、保護者の代表等に3種の選定というものをお願いしてあります。

谷委員

このワーキンググループは、以前からもあった。そこから上がってきたときに、ある程度、その教科の人がおったような気がするんですけど、どうしてもしないといけないということはない。

要は、教育委員会事務局員, 教育公務員その他学識経験者等がいたらいいので、ある程度配置されているのかなあと思って。

松下教育長

そういう意図でお願いをしたかどうか。

学校教育課学校教育班長

確かに、これまで過去を見たときに、一定、国語、数学、社会の教科が固まっている年もあれば、実はそうではないときもありました。

あくまでも教科の専門性というよりも、校長会で代表をとということで、こちらの方は依頼を掛けております。

もう専門性は、あくまで調査研究委員会の方で、しっかりと見ていただいて、逆に教科の専門性がなくても、こういった視点、多角的に見た上で、3種を選定していただくのがこの協議会での委員の皆様をお願いをしていることですので、ただ、専門性があれば当然いいというところがございませぬけれど、そこにあまりこだわって、委員の方を依頼しているわけでは正直ございませぬ。

むしろいろんな、保護者の目線であったり、ここにはカウンセラーさんという目線だったり、様々な立場から教科書を見た上で3種を選定していただくということでお願いをしているところでございます。

西森委員

難しいところだと思っておりました。最終的にここに上がってまいります。私が何の役に立っているかという話になったときに、やっぱり社会とか、そういう政経、倫理的なところは、何か分かったふうなことが言えるように思うわけです。

極端な話、社会の先生だけが固まっていて、理科とか数学分野と言われたら、お分かりになることもたくさんあると思いますけれど、やっぱりその反応がそこまでビビッドじゃない可能性もあるのかというふうに思いました。

だから、ある程度こう気付いたら、理科系の人があまりいなかったみたいなことは、まずないとは思いますが、やっぱり理科は一人、数学は一人来てほしいということは、やっぱりあってもいいのかなと思ったりもしています。

気が付いたら社会と国語だけでしたみたいな事態は、あんまりやっぱりそこまでは良くないような気がします。

あと、3番、4番の方が同じ肩書きになっておられて、女性を入れていただくという観点で副会長の方が入られているのかなと思うんですが、この方々は、この重なり合いとか、逆に言うと住み分けはどういう感じになっていますでしょうか。貴重な15名の枠なので、できたらやっぱり住み分けがあるべきではないかと思うのですが。

学校教育課長

市P連の保護者代表は、市P連の連合会の方に依頼をするに当たって、お二人出していただきたいというようなことがありました。

そこは、特に会長とか副会長にこだわらず、市P連の方で選出をしていただけたらというのが実際のところですね。もちろん、その女性委員というところも、あえてそんなことを言っていないけれども、そういった方も出していただけたということで、こちらとしては、向こうの方で選出していただいた方をお願いしたいところになります。

西森委員

2名選出をお願いするのはどうしてですか。

学校教育課長

特に、2名という数字はですけども、例年というか、採択協議会委員の方で、保護者代表を単数の一人ではなく、やっぱり複数の目で見えていただくという視点もあって、今まではずっと2名に依頼をしていた経過があります。

西森委員

今回、この方たちについて、どうこうというようなこと、それこそ具体的な情報が何もないので、賛同いたしますけれども、懸念されるのは、ややもすると前例踏襲になっていないか。2名というふうにもちらも言っている元の趣旨は、複数の保護者さん、専門的な方ばかりの中で、なかなか保護者として言えることがあるだろうかというふうに思って、来られる方もいるからということもあつたかもしれないと思うんですけど。

ここで、一旦副会長が出ると、毎年、副会長が出ていますというので、あちらもそこまでどういう役割を果たすべきかということを確認に意識されないまま出てくることも、一般にあちこちの推薦で見られないこともない状態です。

だから、この二人が今回活躍していただけるのはいいとして、こちらとしても、そのお二人というのをどういうすみ分けでお願いするのかということは、やっぱりちょっと意識もしていただいてもいいのかなと。

先ほどの少ない人数の中で、科目をいかにばらすだとかという話をしているときに、保護者視点という以外には、特段役割が見えない方が二人いるように見えてしまうものですから、そこはどうかということはおざいます。また、工夫していただけたらと思います。

松下教育長

そもそのことで、もっと早く気がつけば良かったんですが、この新任が付いていない、例えば岡谷先生とか竹口さんとかは、前回の小学校のときの協議会の委員だから新任が付いていないわけですね。

でも、この人たちは、令和6年3月31日で切れているからみんな新任じゃないかというふうに、やっぱりここはきちんとしておかないといけないかと思って、そういう考え方で正しいのか。

それとも、期間は切れたけれど、前に委嘱していた人だから、新任じゃないということはないんじゃないかというふうに思うんだけど、次は、また何年後かになるわけで、そしたら、この令和7年度に委員になった人で、次になる人は、もう何年も空いているんだけど、同じ人がなったとしたら、新任じゃないのかという話になるのかと思って、ここちょっと整理しておいた方がいいかと思いましたので、もし今言えるんだったら、お願いします。

教育政策課長

教育委員会全体で、今日の資料の中でも同じところもありますし、例えば文書法制課に確認する等をした上で、また判断させていただけたらと思います。

松下教育長

さっきの話の中で、一人だけ変わりましたというところがあって、後は任期が変わらないというのがありました。それから、任期が終わったので、新たに選出しましたというのもあったりしたので、ここの部分が新任になるのかならないのかをちょっと整理していただければというふうに思います。

これについては、事務局に任せていただいて構いませんでしょうか。

谷委員

教科書採択は非常に重要なので、なお、今日話したことも含めて、もう一回いろいろ調べた上で、こっちの方がいいとかいうのが出てきたら、そこはお任せしますので、よろしくをお願いします。

松下教育長

分かりました。

それでは、ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第8号「高知地区教科用図書採択協議会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第8号は、原案のとおり決しました。

秘密会を解きます。

以上で本日の議事日程を全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後 4 時47分

署 名

教育長

5 番委員
